

佐倉市「上志津二区自治会」会則

令和6.04.20施行

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、上志津二区自治会と称する。（以下本会という）
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦並びに、防災・防犯等の自衛と会員福祉の増進をはかり、官公団体と連絡を密にして協力援助することを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は自治会館に置き、事務運営に関するものについても、原則として自治会館に保管する。

第2章 会員及び組織

- 第 4 条 当区内に居住する世帯（アパート・マンション等集合住宅居住者を含む）及び当区内に営業所または事業所を有するものは会員または準会員であり、会員および準会員は本会に会費を納入することを原則とする。
- 第 5 条 本会は、区内に班組織をもつて行う。班は30世帯を限度とする。ただし20世帯を超え支障あるときは、役員会の承認を得てこれを分割することができる。

第3章 役員及び組織

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。

顧 問	自治会功労者	数名
会 長		1 名
副 会 長		数名
役 員		若干名
会 計		1 名
副 会 計		1 名
会 計 監 査		2 名
ブロック 長	各ブロック 1 名	5 名

- 第 7 条 本会は、各班に班長 1 名を置く。（前期、後期も可）

- 第 8 条 ① 会長は、本会を代表し会務を統括する。
② 副会長は、会長を補佐し会長に不測の事態があるときはこれを代行する。
③ ブロック長は、それぞれのブロックを統括しその運営にあたる。
④ 会計は会費・その他の収支を掌る。
⑤ 会計監査は、年 1 回会計を監査する。（4 月）

⑥ 班長は、班を代表して班長会に出席するとともに、班の運営にあたる。

第 9 条 役員は総会において選出する。ただしブロック長は、ブロック単位で選出する。

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただしブロック長及び班長の任期は 1 年とする。

第 11 条 役員の任期は会計年度を基準とする。（総会から次期総会まで）

第 12 条 役員に欠員を生じた時は、速やかにこれの補充を行う。

第 13 条 役員及び班長は、正当な辞任の理由があるとき以外は就任しなければならない。

第 4 章 会 議

第 14 条 毎年 1 回定期総会を開く。但し、会長が必要と認めたとき又は班長の過半数以上の要求があった場合は、臨時総会を招集することができる。

第 15 条 役員会及び班長会は、必要に応じて会長が招集する。

第 16 条 特別に事情が生じた場合は、特別委員会を設け会長が招集する。

第 17 条 総会において決議を要する事項

- ① 歳入・歳出及び予算・決算
- ② 役員の改選
- ③ 会則の改正
- ④ その他、重要事項

第 18 条 役員は、総会の議事事項を執行するものとする。

第 19 条 総会の議決は、班長以上の 1 / 2 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数以上の賛成を以って決定する。

第 20 条 本会の運営は、総て本会則に基づいて行うものとする。但し、運営細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

第 21 条 本会の経費は、次の収入をもって支出する。

- ① 会 費
- ② 寄付金
- ③ その他の収入

第 2 2 条 本会の会費は、総会において決定する。

- ① 会費は、月額 3 5 0 円とする。
- ② 準会員は、月額 2 0 0 円とする。

第 2 3 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。
本会費の納入は、前半は 5 月末日・後半は 1 0 月末日を原則とする。

第 2 4 条 会員（扶養家族）が死亡したときは、下記により弔慰金を贈る。

- ① 世 帯 主 1 0 , 0 0 0 円
- ② 世帯主の家族 5 , 0 0 0 円

* 但し、自治会に特別、功労のある場合は別途検討する。

第 2 5 条 会員の住宅・住居に火災等の事故が生じた場合、見舞金を送る。

- ① 見 舞 金 1 0 , 0 0 0 円

* 但し、自治会に特別、功労のある場合は別途検討する。

第 6 章 自治会館管理責任者

第 2 6 条 自治会館管理責任者は市役所から依頼された自治会館の使用状況を管理する。

第 2 7 条 自治会館使用者のスケジュールが、重複しないようにスケジュール表に記入し鍵を貸与する。

第 2 8 条 頻繁に会議、打合せ等で自治会館を使用する、会長・副会長・総務部長・会計等には、合鍵を貸与する。

第 2 9 条 合鍵を貸与された役員が役員を退任した場合は、即座に合鍵を自治会館管理責任者に返却しなければならない。

付 則

第 1 条 本会則は令和 6 年 4 月 2 0 日より施行する。
(第 4 条・第 2 2 条の変更)